

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止対策にかかる南相馬市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、様々なご協力をいただいている市民の皆様へ心から感謝申し上げます。

ご案内のとおり、福島県は「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月30日まで延長しました。

このことに伴い、県全域に対する「不要不急の外出自粛要請」及び「酒類を提供する飲食店等への営業時間の短縮要請」などの独自の集中対策についても、9月30日まで延長()となっていますので、引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

県独自の集中対策については、県内の人口10万人当たりの新規感染者数が継続して一桁台に抑制された場合などに、期限を待たずに先行して解除される可能性があります。

市内では、9月1日から9月14日までの間に11名(10代以下4名、20代~50代4名、60代以上3名)の新型コロナウイルスの陽性者が確認されました。相双保健所では、濃厚接触者だけではなく広い範囲を対象にPCR検査を実施しており、市独自のPCR検査も含め、150件以上の検査を実施しています。既に濃厚接触者等の特定は完了しており、このまま推移すれば、1日からの一連の感染は収束するものと考えています。感染の広がりを抑えることができたのは関係者の適切な対応と、市民の皆様が不要不急の外出自粛やマスクの着用、手指衛生などの感染対策にご協力いただいているおかげです。改めて感謝申し上げます。

さて、9月の一連の感染の特徴は家庭内感染です。デルタ株に置き換わって以降、これまで感染しにくいとされてきた子供たちの感染も確認されています。また、一旦家庭で感染者が確認されると、一気に家族に感染が広がるような状況です。

まずは、家庭に持ち込まない行動が必要ですし、ワクチンの接種が完了していない方については、ぜひ接種について積極的な検討をお願いいたします。接種の対象となっていない幼児、児童を守るためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

今週末からはいわゆるシルバーウィークとなります。祝日に合わせ休暇を取る方もいらっしゃると思います。繰り返しのお願いで大変恐縮ですが、不要不急の外出の自粛や都道府県をまたぐ旅行や帰省等の中止・延期など、感染状況に応じた行動をお願いいたします。

一方、「ワクチン・検査パッケージ」ということで行動制限緩和の議論も始まっています。新型コロナウイルス対策について、市民の皆様のご理解・ご協力を重ねてお願いいたします。

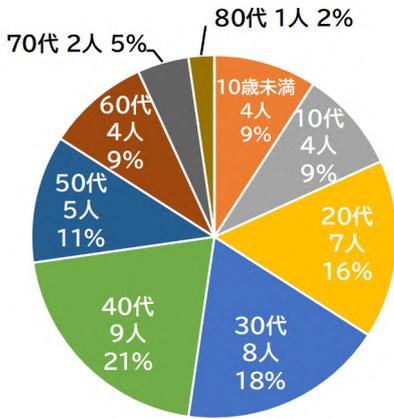
令和3年9月14日 午後5時00分現在

南相馬市長 門馬和夫

8月以降の感染状況(8月33名+9月11名)の主な分析結果

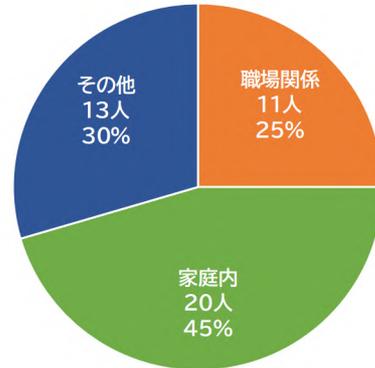
<令和3年9月14日現在>

【陽性者の年代別】



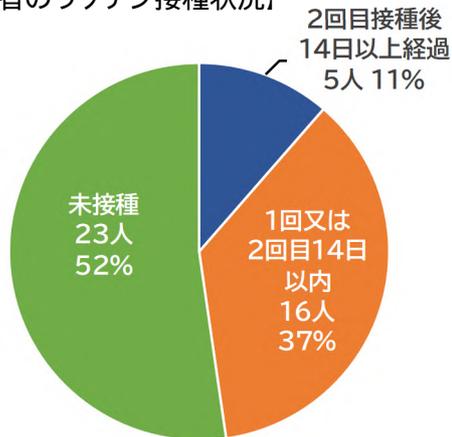
高齢者の集団接種が始まってから 60 代以上の感染が減少する一方で、デルタ株への置き換わりに伴い、若年層の感染が増加し、これまで感染しにくいとされてきた 10 歳未満の感染も複数確認されています。

【陽性者のグループ別】



職場関係の感染が 11 人で 25%、市外との往来を主な要因とする家庭内感染が 20 人で 45%、その他の感染が 13 人で 30%となっています。マスクをはずす機会が多い 家庭内での感染が増加しています。

【陽性者のワクチン接種状況】

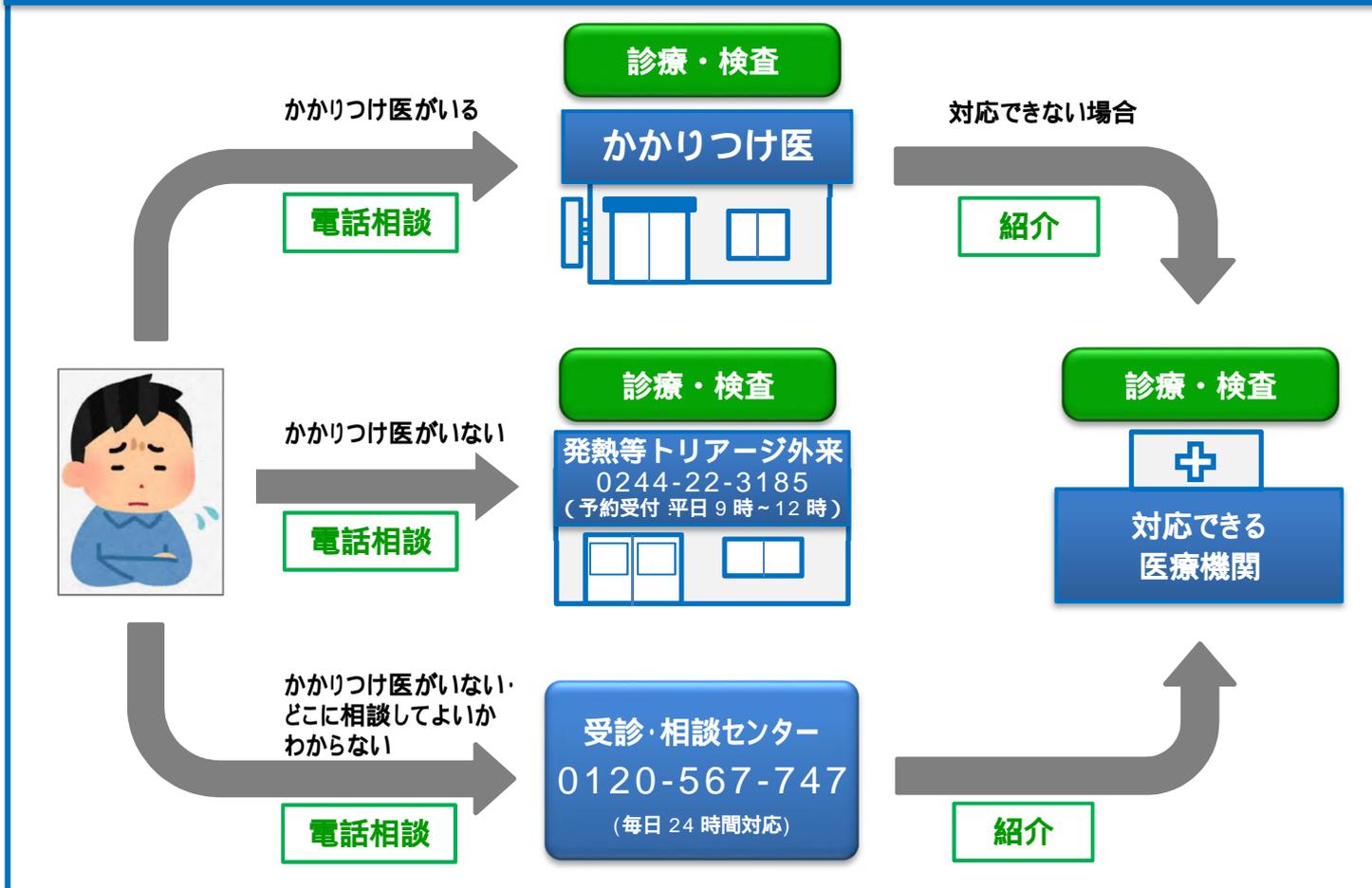


2 回目の接種後 2 週間以上経過した方が 5 人で 11%、1 回目のみ接種又は 2 回目の接種後 2 週間を経過していない方が 16 人で 37%となっています。 ワクチンに効果があるのは間違いありませんが、2 回目の接種を終えた方でも感染が確認されています。マスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

	該当者数 (A)	陽性者数 (B)	割合 (B/A)
2回目14日以上経過	38,501人	5人	0.013%
1回又は2回目14日以内	9,536人	16人	0.168%
未接種	8,190人	23人	0.281%
合計		44人	

該当者数は、8月1日時点の累計接種者数と9月14日時点の累計接種者数の和を2で除した数

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の体制について



9月の「発熱等トリアージ外来」の臨時開設について

9月3連休(9月18日~9月20日)は**9月19日(日)に臨時開設**します。

必ず事前に電話で予約してください。 ☎0244-22-3185 (受付 9:00~12:00)

新型コロナウイルスワクチン接種について

南相馬市では8月28日(土)に集団接種が終了したところですが、少しでも接種率を向上させるため、原町保健センターにおいてフォローアップ接種を実施しています。

現在の対象者は、2回目の接種を受けることができなかった方です。予約方法など詳しくは、市役所ホームページをご確認ください。未接種の方への接種については、再度、接種機会を設ける予定です。日程などが決まりましたら、市役所ホームページ等でお知らせします。



問い合わせ先：南相馬市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話番号：0120-268-237

受付時間：平日9時~19時、土日祝9時~18時

緊急小口資金・総合支援資金について

福島県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を令和3年11月末まで実施しています。まずは、お電話でご相談ください。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

<対象者>

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態でない場合でも対象となります。）

<貸付上限額>

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内
- ・その他の場合 10万円以内

<据置期間> 1年以内

<償還期限> 2年以内

<貸付利子・保証人> 無利子・不要

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

<対象者>

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

<貸付上限額>

- ・2人以上世帯 月20万円以内
- ・単身世帯 月15万円以内

<貸付期間> 原則3か月以内（ ）

<据置期間> 1年以内

<償還期限> 10年以内

<貸付利子・保証人> 無利子・不要

令和3年11月末までに緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立支援相談支援機関による支援を受ける場合に「再貸付」（3か月以内・60万円以内）が利用できます。

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。詳しくはお問合せください。

相談受付・問い合わせ先：南相馬市社会福祉協議会（原町区福社会館内）

相談専用電話番号：080-6040-3870 又は 080-8204-8265

受付時間：平日9：30～16：00

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

総合支援資金の再貸付を終了した世帯等で、下記の要件をすべて満たす場合に、支援金を支給します。まずは、お電話でご相談ください。

<対象者>

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯もしくは11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

<支給要件>

収入要件：世帯全員の収入月額が基準額を超えていないこと（単身世帯の場合：11万1千円）

資産要件：世帯全員の預貯金等の合算額が基準額以下であること（単身世帯の場合：48万6千円）

求職等要件：ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

就労による自立が困難で、給付終了後の生活維持が困難な場合は、生活保護の申請を行うこと

<支給額・支給期間>

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円を申請月から3か月間

<申請受付>

令和3年11月末まで

相談受付・問い合わせ先：健康福祉部 社会福祉課（南相馬市役所東庁舎1階）

電話番号：0244-24-5243

受付時間：平日8：30～17：15